算式エの符号 ［略］ B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 16{,}501+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}464}{1{,}000}$ 算式の符号 ［略］ E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 0.52≦（a／b）のとき　$\frac{(a/b)}{0.52}$ 0.42≦（a／b）＜0.52のとき　$\frac{(a/b)-0.42}{0.10}$ （a／b）＜0.42のとき　0	算式エの符号 ［同左］ B　次の算式により算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{(0.5+0.5\times\alpha)\times B'\times 15{,}887+(0.5+0.5\times\beta)\times C'\times 9{,}361}{1{,}000}$ 算式の符号 ［同左］ E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 0.53≦（a／b）のとき　$\frac{(a/b)}{0.53}$ 0.42≦（a／b）＜0.53のとき　$\frac{(a/b)-0.42}{0.11}$ （a／b）＜0.42のとき　0
十八歳以下人口	十八歳以下人口
こども子育て費	こども子育て費
27　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。 ［略］ 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア(1)	29　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して28の規定を適用する。 ［同左］ 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア(1)